

総務財政委員会 第4回所管事務調査

北九州市の国家戦略特区について

【報告事項】

- ・ シニアハローワーク戸畠について 資料1 P.1
- ・ (仮称) 北九州市国家戦略特別区域
外国人滞在施設経営事業に関する条例案の
概要に対する意見の募集について 資料2 P.3
- ・ 国家戦略特区に係る
新たな規制改革提案について 資料3 P.5

平成28年8月17日

企画調整局

国家戦略特区「シニア・ハローワーク戸畠」の概要

事業名	シニア・ハローワークの設置
事業目的	高年齢者等の就職支援を重点的に実施するもの
設置場所	ハローワーク八幡 戸畠分庁舎内（ウェルとばた8階）
設置年月日	平成28年8月29日（月）
国が行う 新たな支援	<p>(1) 職業相談窓口 50代からの就業相談窓口を開設。<u>(全国初)</u></p> <p>(2) 求職情報 概ね50歳以上の求職者に特化した就職支援。<u>(全国初)</u> (シニア・ハローワーク戸畠に専用端末を設置。)</p> <p>(3) ガイダンス 概ね50代の求職者に対して再就職準備のガイダンスを提供。</p>
市が行う 新たな支援	<p>(1) 求人情報の提供 シニア・ハローワークと同様の求人情報をシティプロモーション首都圏本部でも閲覧できるものを設置。</p> <p>(2) U・Iターン及び北九州市版生涯活躍のまちとの連携 U・Iターンや北九州市生涯活躍のまちと連携して、求職者の掘り起こしや求職者のシニア・ハローワークへの誘導を行う。</p> <p>(3) 高年齢者就業支援センターとの連携 既存の高年齢者就業支援センターと連携して、求職者の掘り起こしや求職者のシニア・ハローワークへの誘導を行う。</p>
今後のスケジュール (予定)	<p>◆シニア・ハローワーク戸畠 開所式 平成28年8月29日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 内覧式 午前8時から午前8時30分 於：ウェルとばた8階「シニア・ハローワーク戸畠」 • 開所式 午前8時40分から午前9時30分頃まで 於：ウェルとばた2階交流プラザ <p>※市公式PR動画「そうだ、北九州で働く。」全編（7話）公開 地元企業・団体、自治会、大学の協力を得て、「製作費0円」で手作りの動画を作成。YouTubeにて、8月22日（月）より毎週月曜日に1話ずつ配信（現在、予告編を配信中）。</p>

(仮称) 北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案
の概要に対する意見の募集について

1 条例制定の目的

北九州市は、国家戦略特別区域法に基づき、平成28年1月29日に国家戦略特区として指定を受け、「外国人滞在施設経営事業（特区民泊）」に取り組むこととしている。

本市が目指す特区民泊は、外国人をはじめとする観光客等の多様な滞在ニーズに応えるため、本市ならではの魅力を堪能してもらうとともに、観光・地域振興を図るよう「自然体験」と「地域住民との交流」をテーマに実施し、にぎわいのあるまちづくりを推進するものである。

今回、事業の実施にあたり、「施設を使用させる期間」等、必要な事項を規定する条例を設けることとしており、条例案の概要について意見募集を行うもの。

2 条例案の概要

(1) 施設を使用させる期間

外国人等の滞在状況を踏まえ、国家戦略特別区域法施行令で定められる基準の下限の日数（7日）以上と規定する。

(2) 立入調査等の権限

市の職員が事業者の事務所又は滞在施設に立ち入り、事業の認定要件が守られていることやその実施状況を確認できるよう、立入調査等の権限について規定を設ける。

(3) 近隣住民への事前説明

近隣住民の生活環境に配慮する観点から、事業計画の内容を、近隣住民に対して事前に説明する事業者の責務について規定を設ける。

(4) 手数料

事業の認定または変更のための手続きや施設の確認に係る事務の手数料を定める。

3 条例案の提出

平成28年12月議会に提出予定

4 意見の募集について

(1) 意見募集期間

平成28年8月25日（木）から9月23日（金）まで（30日間）

(2) 閲覧・配布場所

保健福祉局保健衛生課、市民文化スポーツ局広聴課、各区の区役所総務企画課及び出張所

国家戦略特区に係る新たな規制改革提案について

国では、国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び、国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し、政府が講すべき新たな措置に係る提案募集を行っており、本市は国の提案募集に対して、平成28年7月29日付けで下記のとおり新たな規制改革提案を行った。

○募集期間等

募集期間：平成28年6月17日～7月29日

提出先：内閣府地方創生推進事務局

提案件数：110件

応募団体数：73団体

(内訳) 民間事業者等(個人含む)37団体、地方公共団体36団体

○本市の提案概要

I 外国人活用による都市間ネットワークの深化・拡大

(1) アマチュアスポーツ選手の在留資格取得に係る要件緩和について

現状の課題	在留資格の「特定活動（アマチュアスポーツ）」が認められるのは、オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者のみである。 ◆法務省告示第131号（H2年5月24日）
規制改革内容	送り出し国の推薦書類等に基づき、国際的な競技会に出場できるレベルの選手と認められる場合は在留資格を与える。

(2) 大規模国際大会および関連イベント等における資格外活動許可を取得した外国人材の積極的活用

現状の課題	スポーツの国際大会や海外からの合宿の受け入れにおいて、タイ語、インドネシア語の通訳等、対応可能な人材が限られる業務に対して留学生の積極的活用を検討しているが、留学生の資格外活動は週28時間（長期休暇中は1日8時間）に限られる。 ◆出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第五項
規制改革内容	在籍する教育機関が適当と判断する業務に対しては、週28時間（長期休暇中の留学生は1日8時間）の規制を緩和。

II 近未来技術の実証

(1) インフラ点検ロボットの社会実装に向けた試験的実施

現状の課題	「近接目視とは、肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行うことを想定している」と規定されており、原則としてカメラ、センサー等を使った点検結果を診断とみなすことができない。 ◆道路法施行規則第四条の五の五
規制改革内容	ロボット等によって撮影された画像に基づき点検技術者が近接目視判断を可能とする、あるいは人による近接目視が必要な箇所のスクリーニングを行う判断を可能とする等、ロボットによる近接目視、打音検査のルールづくりを行う。

(2) 完全無人運転による公共交通車両の運行

現状の課題	車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。 ◆道路交通法第 70 条
規制改革内容	信号や道路等のインフラとの協調により、公道上の決まったルートを走行する公共交通車両（バス等）については、遠隔監視等の措置を講じることにより、完全無人運転を可とする。